



茨城県報

第 596 号

令和 7 年 (2025 年) 3 月 21 日

金 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課) 2
- 茨城県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 2

告 示

- 茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき知事が別に定める額の一部改正 (保健政策課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 3
- 大規模小売店舗の変更の届出 (5 件) (中小企業課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 9
- 令和 7 年度茨城県立産業技術専門学院普通課程 (1 年訓練) の普通職業訓練に係る訓練生の定員及び訓練期間 (産業人材育成課) 9
- 令和 8 年度茨城県立産業技術専門学院普通課程の普通職業訓練に係る訓練生の定員及び訓練期間 (産業人材育成課) 10
- 令和 7 年度普通職業訓練普通課程 (離職者等再就職訓練) に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等 (産業人材育成課) 11
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) 12
- 保安林の指定の解除 (2 件) (林業課) 12
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 12
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) 13
- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市整備課) 13
- 事業計画の変更の認可 (2 件) (下水道課) 14

公 告

- 基本測量の終了 (用地課) 15
- 公共測量の終了 (2 件) (用地課) 15
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 15

訓 令

(県 議 会)

- 茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 16

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

- 漁業法に基づく指示 (2 件) 16

東茨城郡茨城町大字小堤字宮久保719番 2

2 事業主の住所及び氏名

水戸市成沢町1208番地の 1

原 哲 夫、原 恵 子

訓 令

（県 議 会）

茨城県議会訓令第 2 号

茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

茨城県議会議長 西 野 一

茨城県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県議会事務局文書管理規程（昭和52年茨城県議会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第26条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 決裁区分については、総合文書管理システムに、決裁権者に応じた区分を記録すること。

第26条第 2 項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「県報登載」を「県報」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第29条第 3 号中「第26条第 2 項第 3 号」を「第26条第 2 項第 2 号」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

指 示

（茨城海区漁業調整委員会）

茨城海区漁業調整委員会指示第 7 号

茨城県海面におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。）により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 3 月 21 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

（採捕の制限）

- 1 茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。）第41条第 1 項第 6 号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでな

い。

（承認の対象）

2 1 の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等（以下「試験研究機関等」という。）
- (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者（以下「イベント主催者」という。）

（承認の基準）

3 1 の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

(1) 試験研究機関等

ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。

イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベント主催者

ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。

イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。

エ イベントが茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。

オ イベントの実施について根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。

カ 日の出から日没までの間の採捕であること。

キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、イベントが開催される市町村の後援があること。

ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者を含めないこと。

（条件）

4 委員会は、1 の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (カ) 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。
- (キ) 使用する船舶に A I S（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

エ 採捕禁止期間

7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない（ただし 8 月 29 日はその限りでない）。

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

（指示の有効期間）

- 5 この指示の有効期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までとする。

（取扱の細目）

- 6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 7 年 3 月 21 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 7 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

（承認の申請）

- 1 委員会指示の 1 の承認を受けようとする者は、試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）にあっては別記様式第 1 号に(1)に掲げる書類を、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という。）にあっては別記様式第 2 号に(2)に掲げる書類を添えて、実施する日の 15 日前までに茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 試験研究等の場合

ア 試験研究等に関する計画書

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。

ウ 用船の場合は、使用する船舶の使用権限を証する書面

エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

オ その他委員会が必要と認める書類

(2) イベントの場合

ア イベントの開催要領又は採捕計画書等

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。

ウ 使用する船舶に設置された船舶自動識別装置（AIS）無線局免許状の写し

エ イベント主催者において船舶自動識別装置（AIS）の信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面

オ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

カ 誓約書（別記様式第 3 号）

キ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗

ク その他委員会が必要と認める書類

（承認証の交付）

- 2 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第 4 号、イベントの場合は別記様式第 5 号）を申請者に交付する。

（承認証の書換交付）

- 3 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く。）に変更を生じたときは、遅滞なく、ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書（別記様式第 6 号）に承認証を添えて委員会に提出し、承認証の書換交付を受けること。

（承認証の再交付）

- 4 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに、ひき縄釣採捕承認証再交付申請書（別記様式第 7 号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

（承認証の返納）

- 5 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、委員会に承認証を返納

すること。

（実績の報告）

- 6 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書（試験研究等の場合は別記様式第 8 号、イベントの場合は別記様式第 9 号）により行うものとする。

様式第 1 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
 - （1） 船名
 - （2） 船舶番号
 - （3） 総トン数
 - （4） 馬力数
 - （5） 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者
 - 住所
 - 氏名

様式第 2 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

船 名	船 舶 登 録 番 号	総トン数又は 船 舶 の 長 さ	参加者氏名	住 所

注）同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

様式第 3 号

誓 約 書

元号 年 月 日に開催される（ イベント名 ）の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

（元号） 年 月 日

住 所

氏 名

茨城海区漁業調整委員会会長

殿

様式第 4 号

茨調第 号		
ひき縄釣試験研究等採捕承認証		
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
採 捕 区 域		
ひ き 縄 釣 で 採 捕 し よ う と す る 水 産 動 物 の 種 類 及 び 数 量		
使 用 船 舶	船名	船舶番号
	総トン数	馬力数
採 捕 に 従 事 す る 者	住所	氏名
条 件	1 採捕実績の報告 承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。	
	2 承認の取り消し 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。	
	3 承認証の携帯 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。	
令和 年 月 日		
茨城海区漁業調整委員会 会 長		

様式第 5 号

茨調第 号	
ひき縄釣採捕承認証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
イ ベ ン ト 名	
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採 捕 区 域	
ひ き 縄 釣 で 採 捕 し よ う と す る 水 産 動 物 の 種 類	
ひ き 縄 釣 の 根 拠 地 と す る 漁 港 等	
参 加 者 及 び 使 用 船 舶	別紙のとおり
条 件	裏面記載のとおり
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会 長	

様式第 5 号裏面

条 件

1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後 1 月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (6) 操業船の位置から 3 マイル以内を航行しないこと。
- (7) 使用する船舶に A I S（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

4 採捕禁止期間

7 月 1 日から 9 月 30 日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。（ただし 8 月 29 日はその限りでない。）

5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

様式第 5 号別紙

参加者及び使用船舶

[illegible]

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

記

1 承認番号

2 変更内容

事 項	現在の承認内容	書換えようとする内容

3 書換しようとする理由

様式第 7 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 亡失（き損）の理由

様式第 8 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣試験研究等採捕実績報告書

- 1 承認番号
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日

3 採捕実績

採捕日	採捕地点 緯度経度	船 名	魚種名	重量 (kg)	陸 揚 げ 又 は 放 流 の 別

※全ての採捕個体について個々に記載すること。
※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。
※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。

様式第 9 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕実績報告書

- 1 承認番号
- 2 イベント名
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日
- 4 採捕実績

採捕日	採捕地点 緯度経度	船 名	採 捕 者 氏 名	魚種名	重量 (kg)	陸揚げ又は 放 流 の 別

※全ての採捕個体について個々に記載すること。

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。